

* 今月号は私が担当しました。



課長 興 振 興
課長 補 佐 小 暮 賢 司

種苗法改正について

突然ですが皆さん、種苗法という法律をご存じでしょうか。作物を栽培するうえで必要不可欠な種苗。実はこの種苗にも育成者権という知的財産権（いわば農業版著作権）があり、新品種の開発者が品種の登録を行うことで、一定期間その品種に関する権利が守られるという法律が種苗法です。

種苗法の役割

「より食味が良い」「より食感が良い」等の特性は、農産物のブランド形成の際、非常に有利に働きます。品質の安定した農作物を大量に求める市場や消費者と、それに応えることで所得の増大を期待する生産者の双方に大きな恩恵を

もたらします。ところが、こういった優良品種は無断栽培のターゲットになりやすく、海外に流出してしまったブランド品種も少なくありません。海外流出の代表例としてよく取り上げられる、農研機構が開発した「シャインマスカット」は、品種登録までに33年の歳月を要し、13名もの研究者が品種開発に携わったそうです。膨大な時間と莫大な費用を費やして開発された「シャインマスカット」は、たくさんの人に愛され、また、多くの利益をもたらしてくれる、まさしくブランド品種となりましたが、海外では海賊版ともいえるシャインマスカットが流通し、育成者（開発者）の権益や市場の喪失による生産者の利益が失われています。品種の流出は海外に限ったことではなく、育成者が地域農業発展を願って開発した品種が、思惑以外の地域で栽培されてしまうなど、その品種が優れていればいるほど、無断持ち出しのリスクは高くなります。こういった登録品種を守るのが種苗法です。

育成者権

この種苗法により、育成者は、

開発した種苗やその種苗を使用して得られる収穫物、加工品の生産や譲渡、輸出入などの「利用」を業として行う権利を占有します。また、育成者が出願時に栽培地域を限定し申請した場合は、指定された地域以外での種苗の「利用」ができないとされています。つまり、登録された品種は育成者権者の許諾なくして勝手に種苗の流通や、作付けをしてはいけないということです。

育成者権の効力外

登録品種に関する全ての「利用」の権利を有する育成者ですが、その効力が及ばない範囲があります。その一つが、「農業者が最初に育成者権者により譲渡された種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合（種苗法第21条第2項要約）」です。農業者が購入した登録品種の種苗から自家採種や自家増殖した種苗は、他人に譲渡しなければ次期作の種苗として用いることができます。

種苗法改正

令和2年12月、この種苗法の一

部を改正する法律が公布されました。主な改正の内容は、

- ① 登録品種の海外持ち出し制限
- ② 国内の指定地域外の栽培制限
- ③ 登録品種の増殖の許諾制です。

- ①、②の施行日は令和3年4月1日、③の施行日は令和4年4月1日です。

この法改正により、育成者の権限がより強化され、品種開発の振興につながることを期待されます。また、改正前に育成者権効力外とされていた自家採種や自家増殖についても、育成者の許諾が必要になります。これに違反し故意と認められると、懲役10年以下、罰金1千万円以下（法人は3億円以下）の刑事罰が科せられることもあります。

登録品種以外の種苗は、譲渡や自家採種等の利用の制限はありませんが、もし、種苗や収穫物を販売目的で作付け、自家採種や自家増殖しようとする場合は、その品種が登録品種なのか、権利はどこに帰属するのかを「農林水産省品種登録ホームページ」等で確認するようにしてください。